

『定額減税、1年では終わらない？ 同一生計配偶者のココに注意』

定額減税は令和6年限りの税制だとされる。しかし実際は令和7年になっても続く定額減税がある。本人所得が1000万円超の同一生計配偶者だ。この分については令和7年度の住民税で1万円が控除される。

「住民税での定額減税は令和6年度で済んだはずだ」と思う読者は多いだろう。実は住民税では、令和6年度だけで完璧に対応するのは時間的に無理だったのだ。令和6年度税制改正大綱が発表されたのは令和5年12月だ。この大綱では「住民税の定額減税は令和6年度で行う」とあった。住民税は前年課税であるため、令和6年度住民税は令和5年分所得額を基に計算される。しかし、大綱発表してすぐに給与支払報告書や確定申告書の第二表の住民税欄の様式を変更するのは不可能だ。結果、控除対象配偶者つまり本人所得1000万円以下の同一生計配偶者の定額減税は令和6年度住民税でも、1000万円超1805万円以下の同一生計配偶者は対応できない。既存の様式では後者を把握することができないからである。そのため、控除対象配偶者でない配偶者分の減税は令和7年度住民税で行うこととなった。

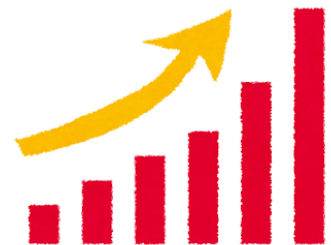


ややこしいが年末調整と確定申告では記載漏れに注意した。

『経済財政運営の基本的態度 賃上げ上昇を最重要課題－政府』

政府は、「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議決定した。令和6年度の振り返りとして、デフレから脱却し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を目指す「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定。その結果、令和6年度の実質GDP成長率は0.4%、名目GDP成長率は2.9%、消費者物価は2.5%上昇したとする。それらを受けて、令和7年度の基本的態度としては、賃金上昇を最重要課題とし、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現を目指す。併せて省力化・デジタル化投資の促進、労働市場改革、官民連携投資、資産運用立国および地方創生、防災・減災、国土強靱化の推進などを行い、経済を高付加価値創出型へ転換していくことを具体的な方針とした。

経済見通しは、実質GDP成長率は1.2%、名目GDP成長率2.7%、消費者物価は2.0%上昇を見込む。海外経済や金融市場の変動には引き続き注意が必要としながらも、民間消費支出や企業設備投資の増加、政府支出の横ばい、外需の増加などを予想している。実質GNIは1.1%増、完全失業率は2.4%、鉱工業生産は2.4%上昇、国際収支の黒字は続く等の見通しを立てている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com